

「その他」について

1. 障害者権利条約や国内法令における「その他」に関連する規定等

(1) 障害者権利条約

- 障害者権利条約では、締約国に、「障害者に関する社会全体(家族を含む。)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること」「あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行(性及び年齢を理由とするものを含む。)と戦うこと」などのための措置をとることを求めている。
- また、締約国に、「家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待(性別を理由とするものを含む。)から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置」をとることなどを求めている。

(2) 障害者基本法

- 障害者基本法では、「国民は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めなければならない」旨を規定している。

(3) 社会福祉法

- 社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」旨を規定している。

(4) 障害者虐待防止法

- 障害者虐待防止法では、「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」を「障害者虐待」とし、具体的な虐待行為として「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」、「経済的虐待」を定義した上で、障害者虐待を発見した人に通報を義務づけるとともに、障害者虐待の防止等に対する国や地方公共団体の責務などを定めている。
- また、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」旨を定めている。

(5) 男女雇用機会均等法

- 男女雇用機会均等法では、事業主に、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること」、「当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」のないよう、「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」旨を義務付けている。

(6) 京都府の「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例」

- 京都府の「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例」では、指定障害者支援施設は、「利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない」旨を規定している。
- また、指定障害者支援施設は、「利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めなければならない」旨を規定している。

(7) 国の「差別禁止部会」の意見書

- 国の『「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」』についての差別禁止部会の意見（平成 24 年9月）では、「障害に関連して行われるいじめや嫌がらせ等のハラスメント」について、障害に基づく差別そのものではないが、障害に基づく差別に深く関連する分野として位置づけている。
- その上で、国に対し、「学校、職場、施設、地域社会における障害に関連して行われるハラスメントを防止するため、本法に基づく差別防止に関する施策に関し、障害に関連して行われるハラスメントに対して適切に対処する措置」をとるとともに、「障害者虐待防止法等とも連携した取組」を行うことを求めている。

(8) 千葉県条例

- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、「すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する」と規定し、障害のある人が、障害を理由として差別を受けず、ありのままに、その人らしく、地域で暮らす権利があることを明らかにしている。
 - また、「県民は、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする」と規定している。
 - 「県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議を組織するものとする」と規定し、個別の差別行為の背後にある制度や習慣、慣行など、社会の仕組みそのものを変えていくために、今後の解消方策について知恵を出し合う協議の場として、推進会議を設定することとしている。
- ※ 千葉県条例では、「障害者虐待防止法」の施行にあわせて、虐待の禁止に係る条文を削除している。

(9) 熊本県条例

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」では、「県民は、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする」と規定し、障害者の権利擁護のため、県民に、障害者のことを正

しく理解し、障害者に対する誤解や偏見、無関心を無くすとともに、県民一人一人が条例の趣旨を理解し、県や市町村が行う施策へ協力することに努めることを求めている。

- また、「県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする」と規定し、県に、障害者に対する誤解や偏見、無理解を無くすための取組を進めることを求めている。
- 虐待防止のため、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」ことを定めている。

2. 昨年募集した事例の分類

- 昨年募集した事例について、(1)～(7)に分類する。
 - (1) 「障害者虐待」に該当する可能性がある事例
 - (2) 「不適切な態度・行動」と思われる事例
 - (3) 「不適切な用語」と思われる事例
 - (4) 「障害者の意向確認が求められる」と思われる事例
 - (5) 「社会的な制度・慣行・意識」に関連する事例
 - (6) 「障害に対する無理解」と思われる事例
 - (7) その他の事例

(1) 「障害者虐待」に該当する可能性がある事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 聴覚障害者を呼ぶときに、呼びたいと思った人が両手に荷物を持ってはいたが、足で蹴って呼びかけた。(聴覚・平衡機能)【事例 36】
- ・ 親の葬式にも家族から出席すると言われて悲しかった。(肢体)【事例 41】
- ・ 両親に若いころ、「あんたには(生活するのには)金がかかっている」といわれてきた。(肢体)【事例 50】
- ・ 親・兄弟に障害者は自立できないと言われた。【事例 63】
- ・ お葬式のときに家族から出席すると言われて。悲しかった。【事例 68】
- ・ 同居しているおばさんが、年金を預かっている。作業所での工賃が下がったので、年金からおこづかいを出してほしいとたのんだが、とりあってくれない。(知的)【事例 84】
- ・ 同居している伯母夫婦が相談者の年金が振り込まれているはずの通帳を見せてくれない。(知的)【事例 92】
- ・ 同居の父親に100万円貸したが、なかなか返してくれない。(知的)【事例 93】

(2) 「不適切な態度・行動」と思われる事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 近所付き合いで、時々挨拶しても無視される。自分が歩いていくと、足音を聞いて去ってしまうこともある。(聴覚・平衡機能)【事例1】
- ・ 車イスの友達が祭りに行くと、イヤな目で見られた。「こんな込んでいるのになぜ車イスでく

るの？」と。(知的)【事例2】

- ・ 選挙に行った際、ハガキを提出したにもかかわらず「何しに来たん？」と言われ、「投票に来てるんです」と母が返答すると「字書けるの？」と言われた。(知的、発達障害)【事例3】
- ・ 自閉症の息子がちょっとした事でパニックになり泣き、近所から“ウルサイ”と言われる。知的障害だから・・・という理由だけで偏見の目で見られる。息子が歩くのがゆっくりで後ろにいたおじさんに、怒られた。ゆっくり階段を降りる息子を嫌な目で見える人も多くいる。(知的)【事例5】
- ・ 通り道で知人と話をしようと思ってその方へ寄ったとき、横から手の平で「この人、耳聞こえない、話すな」と相手に連絡されて、会話が出来なかった。(聴覚・平衡機能)【事例6】
- ・ 息子の小学校の同級生が高校生になり、万引きをした。店員に高校名と担任と本人の名前を書かされたが、その紙に息子の名前と高校を書いた。(知的)【事例7】
- ・ 子供を連れて歩いていると、怖い！気持ちが悪い！と面と向かって言う人も。言わなくてもわざと離れて行く人もいる。「おはよう」と言うと「しゃべらないでバカに見えるから」。「あなたの後にもものを買おうと気持ちが悪い！あなたは最後に買ってよね！」と言われた。ゴミの話を聞いてもらおうと「あの一」と言っただけで、「お前なんかだまっつれ」と言われた。(知的、発達・高次脳、自閉症)【事例8】
- ・ 視力障害で、今まで普通に接していた近所の人からも声をかけて貰えないことがあり、情けない思いをしている。(視覚)【事例 13】
- ・ 視覚障害で、小さい時から今迄、何度となく知らん顔をしてるとか、つんとしてるとか、にらんでるとか、何百回と言われた。(視覚、知的、自閉症)【事例 14】
- ・ ある人から「あんた、自分で着替えられるの？」と言われた。大変悔しい思いをした。(肢体)【事例 15】
- ・ 町内で集めている社協の募金等に対して「協力してもかたわの子供たちがバスで遊びに行っている」と話している人たちは協力していない。(知的)【事例 18】
- ・ 息子を散歩に連れていくと、健常者の子供たちが寄ってきて、気持ちが悪いとか、いろんな悪口を言われていやな思いをした。(脳性麻痺)【事例 19】
- ・ 本人が空き缶を探してさわっていると若い学生たちが自転車を止め、本人を囲んでケータイで写し笑ってヒソヒソ話しながら本人に嫌な思いをさせた。本人の話をはなから聞こうとせず、ハイハイとカラ返事をしていた。(知的)【事例 22】
- ・ 健常者に性について話すと、「やることはやってるんや」と言われた。(精神)【事例 25】
- ・ 会社や友達に例えば「それ知っているかな？知らないかな？ほっとけ」と言い方に差別を感じた。(聴覚・平衡機能)【事例 28】
- ・ 小さいときいじめられた。団地の人(階下)にうるさいと怒られた。「あなたは聞こえないからわからない」といきなり怒鳴られた。(聴覚・平衡機能)【事例 29】
- ・ スーパーに入ろうとしたところ、車イス(私)の前を自転車の方とぶつかりそうになった。「あぶないな一、ぶつかったら私が怒られるんやで一」とお婆さんがポンポン。(肢体)【事例 33】
- ・ 十分に伝えてないため、情報不足のろうあ者に対してまわりの人々が時々うそな話をしていた。(聴覚・平衡機能)【事例 34】
- ・ 病気でしんどくて調子が悪いとき、家で大きい声で泣いていることがあった。その際に、近所の人々が怪訝そうに見たり、ヒソヒソ話をしていた、居心地が悪かった。(精神)【事例 39】

- ・ グループホーム利用者が、自転車で車に軽い接触事故を起こした。グループホーム職員が謝罪に伺いたいと連絡をしたら、「障害者に家を知られたら、あとで何をされるかわからんから、来なくていい」と言われた。(発達・高次脳)【事例 42】
- ・ 高次脳機能障害の青年(20代)が町を歩いていると、歩行障害の歩き方を見て、「昼間から飲んでるか」と酔っぱらい扱いされたり、歩く姿をジロジロ見られて、近寄らないようにと避けられたことが度々あった。(肢体、発達・高次脳)【事例 45】
- ・ 松葉杖で歩いていたら通りすがりの人がテラ見をし、そのあと引き返してきて凝視された。自分は不快だったので「何か文句でも？」と言ったら何も言わず立ち去っていった。(肢体)【事例 49】
- ・ 葬式の後に血のつながりのない兄弟が、情報不足の理由で、ウソが平気で言われたことがあった。(聴覚・平衡機能)【事例 55】
- ・ 近所の人々は、あいさつしないまま冷たい顔を出す人がいる。(聴覚・平衡機能)【事例 56】
- ・ 自転車で後ろから来て暴言を言われた。(精神)【事例 58】
- ・ 脳性マヒの人が歩いていると、子どもたちが真似をしながら追いかけていく。【事例 59】
- ・ 言語障害のある人が電話対応したら、話の分かる人にかわってと言われた。【事例 60】
- ・ 障害者は酒を飲むなど言われた。【事例 62】
- ・ 障害者はおとなしくしとけと言われた。【事例 64】
- ・ 杖をつきはじめる人が多いが、「杖ついてまで旅行いきたくない」といった言葉を聞くことが多い。杖をついて悪いといつも思う。【事例 69】
- ・ 区役所に行った時「一人で来たのか」と言われた。【事例 73】
- ・ 息子が精神障害者。身内の家族は「親が甘やかしたからだ。将来身内も高齢になるので、世話をするとか、見守ってあげるといことはできない。」と頭から言われている。親か他人が世話をして生活させる方法しかない。(精神)【事例 77】
- ・ 精神障害者はなりたくてなったものではない。息子から親に責任があると厳しく指摘される。近所の人にも親として息子のこと聞かれると一番いやな思い。(精神)【事例 78】
- ・ 本人に彼女が出来、仲良くしているのに、ボランティアに来ている人に「どこでひろって来た」と言われた。(知的)【事例 79】
- ・ 白杖を持って歩いていたところ、相手が急いでいて自分からぶつかって来たのに、『こんなところトトロ歩いている方が悪いねん！』と逆ギレ、白杖を曲げておいて知らん顔。(肢体)【事例 80】
- ・ 「都合のいい耳やなあ！」「都合のいい目やなあ！」と言われる。難聴者にはある周波数の言葉は聞こえるけど、聞こえない周波数もある。聞こえていないから返事が出来ないと、『お高くとまっている』とか『何様のつもり』『返事をしない／挨拶をしない』とか平然と悪口を言う。視野障がい者は、人によって見えている場所・範囲等が違う。顔がその方向に向いても、実際にはそれを認識していなかったりすることも多々ある。それを『こっちを向いたのに無視をする』など無神経にいう人がいる。(視覚、聴覚・平衡機能)【事例 81】
- ・ 息子を車イスに乗せていたところ、前を横切った女性が振り返り、じっと息子を見据えるので、「失礼ですが、この子の顔に何かついていませんか」と尋ねたら、「いやー」と言って小走りに去って行った。(肢体、知的)【事例 82】
- ・ 障害者が他種の障害の特性を知らず、差別的発言をする。全盲の方が「知的障害者は家

の中から出すな」「知的の人は私らを低く見ている。バスにのっていると、いきなり後ろから抱きついてくる。失礼やし、腹立つわ」と言った。(知的)【事例 83】

- ・ 自閉症の息子が、中年の男性に手をはたかれ、無言で手をのけられた。その後、怖くてその場所を避けて回り道をして帰って来る。(知的)【事例 86】
- ・ 道ばたに物を落としてしまい、周囲の方にお問い合わせすると、嫌そうに無視されたことがある。(肢体)【事例 87】
- ・ 小学校6年生の時の家庭教師に字が下手なことをさんざん言われ、右手の障害について言うと、「そんなこともわからないのか!」「そんなこともできないのか!」と怒鳴られたり、話をはぐらかされた。「そんなことはどうでもいい。とにかく僕が言うとおりに書けるようになれ!」と虐待された。(肢体、発達・高次脳、アスペルガー症候群)【事例 90】
- ・ 投票場の受付にはがきを出したら何か言われたので「耳が聞こえませんので・・・。」と言ったら、次はなにやら大きな声で「……………」周囲の目が私に注がれた。ずいぶん恥ずかしい思いをしてくやしかった。(聴覚・平衡機能)【事例 106】

(3) 「不適切な用語」と思われる事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 差別用語は死語になっていない。高齢者には教育が必要。(肢体)【事例 16】
- ・ 難聴の女性が大勢の中で「どつんぼ」と言われ、傷ついて帰宅した。発音がはっきりしない60歳台の女性に対して話しかけては困らせている人がいる。(肢体)【事例 17】
- ・ 聴覚障害者夫婦が、隣家から境界をはみ出してプランターなどを置いたり、直接的に「あほ」「つんぼ」などの差別的な言葉を言われたりと嫌がらせを受けている。「聴覚障害者とは話ができない。つきあいもできない」という偏見が根強くある。(聴覚・平衡機能)【事例 31】

(4) 「障害者の意向確認が求められる」と思われる事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 地域の役員決めの時、重要な役はろうあ者ということで外される。ろうあ者には無理だという偏見がある。(聴覚・平衡機能)【事例1】
- ・ ある団体の夏休みの行事に近くの子どもたちが参加するのに誘われなかった。(知的)【事例 23】
- ・ 私が障害についてどうしても答えざるを得ないのに、「障害のことをいってはいかん!」と怒り、「どうしてなのか?」と聞いても、差別受けるからとか、それは言っても前世の因縁うんぬんとか、私に納得できないことばかりの答えしか返ってこず、「そのような弱虫を叩きのばしてやる!」とボロクソに言われた。(肢体、アスペルガー症候群)【事例 24】
- ・ 町内の役員担当をぬかされた。井戸端会議に入れない。【事例 27】
- ・ 町内会の役員、清掃当番、ゴミ当番についても対応がバラバラ。はずされるとか、はずしてくれているのか。(聴覚・平衡機能)【事例 29】
- ・ 一般の人と同じように順番に並んでいる時、「障害者やろ、先にどうぞ」と言われた。(知的)【事例 85】

(5) 「社会的な制度・慣行・意識」に関連する事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 夫が聞こえる人で夫の職場の上司から「障害者と結婚するのは反対」と夫が言われた。(聴覚・平衡機能)【事例 12】
- ・ 両親が聴覚障害なので娘が縁遠いかなと思う。(聴覚・平衡機能)【事例 26】
- ・ ろうあ者や⓪者の家族に健常者がおられると、オープンにしない。個人情報保護と言われるが、今回の震災などの時、地域での助け合いが必要なのに、信頼されていないような気がする。(聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく)【事例 32】
- ・ 恋人の両親がその人が普通じゃない、あなたはおかしい、接触することも許さないなど言い、実際に会って話をするまでは人間として見てもらえず、交際していることに猛反対された。(肢体)【事例 46】
- ・ 恋人と真剣に将来を考えて話し合っていたが、恋人の家族(特に異性の親)が猛反対し、話によると「普通ではない」などといっていたようである。(肢体)【事例 47】
- ・ 男女の交際についてはとくに表向きはほかの理由でも実質的には障害を理由に断ったり、受け付けを拒否される場合が多い。(肢体)【事例 48】
- ・ 障害者だから結婚できなくてかわいそうと言われる。障害があるから結婚できないと思込んでいる人が多い。【事例 72】
- ・ 選挙に行くことを楽しみにしていた息子は、行く前に選ぶ人の名前を何度も練習していたが、後見人をつけたことで行けなくなって、書いて練習しているがつまらなそうな様子である。(知的)【事例 108】

(6) 「障害に対する無理解」と思われる事例

[該当する可能性がある事例]

- ・ 幼稚園で亀の甲羅を赤色に塗ったら、「そんな亀いない」とみんなに非難された。キャンプファイヤーの絵で、炎を黄色に塗ると先生から呼び出され、マッチの炎の色を聞かれ「黄色」と答えたら、こっそり親に連絡された。(視覚、色覚障害)【事例 9】
- ・ 学生時代のアルバイトで「キャディーさん、僕のボールはアオの7や」といわれ、見てみるとブルーの青ではない。「このボールは青ではありません」というと、「アオの7やないか」といわれた。(視覚、色覚障害)【事例 10】
- ・ 色覚障害者も身体障害者として考えてほしい。他の障害者からは、「あんたは走れる。読み書きができ車も運転できる。私らの障害に比べたら軽いもの。とても障害とは思えない」と思われている。(視覚、色覚障害)【事例 11】
- ・ 年配の人ほど差別に対する無理解や無知がたくさんある。理解がないというより知らない、意識していないというのが実情。(聴覚・平衡機能)【事例 30】
- ・ 「精神しょうがい」は目に見えずなかなか理解してもらえない事に困っている。特に自治会に出られず不自由な思いをしている。障害者手帳が出しにくい。(精神)【事例 35】
- ・ 道に迷っている方がおり、近くの方が声をかけたが、必要以上に大きな声で耳元で道を教えていた。(視覚)【事例 37】
- ・ 精神障害者の方のボランティアを大学で募集すると、大半の学生が「大丈夫ですか?」と

聞く。(精神)【事例 38】

- ある大学からのアンケートに「あなたの利用している事業所がB型事業所だと知っていますか？」というものがあつた。利用している以上、知らないわけではなく、「知らないとでも思ったの？」といやな気持ちになつた。(精神)【事例 40】
- 接骨院の待合室で相手の人から冗談めいた言葉でからかわれた。自分では冗談で済まない言葉なので興奮してしまい、院内の器物を壊してしまつた。からかうような言葉はいわないで欲しい。(知的)【事例 44】
- 「あなたは本当に精神病ですか？とてもそうは見えないよ」と言われたが、「じゃあ、精神病患者はどんな姿と思っているのだろう？」【事例 57】
- 内部障害(オストメイト)で自分が打ち明けないと理解してもらえない。外見的には健常者に見られている。【事例 65】
- 精神障害者と言われただけで、普通に思われず差別がある。何か怖い特別な人だと思われる。(精神)【事例 67】
- 精神の人は怖いというイメージがある。(精神)【事例 70】
- 算数の足し算の勉強で、合計が3になるのは赤、4になるのは青、5になるのは緑に塗る。色弱者は算数嫌いにより算数不適合になり理系にすすめない。(視覚、色覚障害)【事例 89】

(7) その他の事例

① 障害を理由とした不利益取扱い・合理的配慮の不提供と思われる事例

[該当する可能性がある事例]

- 映画の上映会で連絡した際、「おしの人たちのこの映画ですね。協力は遠慮します。」という発言があり、上映会には協力もらえなかつた。(聴覚・平衡機能)【事例 30】
- 近所とのトラブルで通訳者を呼びたいが、「本人じゃないのでウソの話になってしまうので聞かない、本人が言ったという証拠がないからと、聞かないと耳をふさぎ、筆談すると証拠になるし、僕が書いたという証が残ると困るので書かない。」と手をかくしてしまわれた。何かがあるといやがらせのTELが来たり、主人の会社までいやがらせのTELがあつた。(聴覚・平衡機能)【事例 51】
- 近所とのトラブルで私に直接話せず、〇〇センターまで抗議のTELがかかってくる人がいた。(聴覚・平衡機能)【事例 52】
- 耳が聞こえないので、ベルの音、ゴミ収集車の人があつても聞こえないのに、ベルがあつたらゴミを出してほしいといじわるされて悲しかった。(聴覚・平衡機能)【事例 53】
- TELしたのに出てこないで連絡しなかつた。という近所さんもいた。(聴覚・平衡機能)【事例 54】
- 言葉が通じにくい人と直接しゃべらず、横にいる介助者とばかり喋る。【事例 66】
- 視覚障害者は万が一の時、失礼な対応があつてはいけなないので、という理由で遠慮してほしいと言われた。(視覚)【事例 71】
- 近くの投票所で、盲導犬同伴を複数の係員から断られた。(視覚)【事例 107】

② その他

〔該当する可能性がある事例〕

- ・ 車イスであいさつをしても、あいさつする子供が少なくて淋しく思う。学校教育は校外の行動の大切さを教える必要。(肢体)【事例4】
- ・ 一人暮らしの女性が、向かいの家に石をほるなどの迷惑行為をした。本人から「警察を呼びなさい」と言われて、警察を呼んだ。入院と聞き、退院したら自宅に帰るのが一番かと思っていたが、もどってくることなく更地になり売りに出された。(精神)【事例 20】
- ・ バスの停留所で、物を拾おうとした時、女性にスカートの中をのぞいたと言われ裁判になった。(知的)【事例 21】
- ・ 銭湯でイレズミをした人と目が合ったら、めちゃくちゃどなられたり、脱衣籠をけられたりしてこわかった。(知的)【事例 43】
- ・ 精神障害者が「薬を飲んでいるから大丈夫」と言わざるを得ない。【事例 74】
- ・ きちがい片身がせまい。【事例 75】
- ・ 精神障害者本人が障害をもった事を大変はずかしがって外に出にくい状況。自分で自分を責めて心を狭くしている。(精神)【事例 76】
- ・ 聞きとりにくいので、そんなことがよくあるのでよく言われる。(精神)【事例 88】
- ・ 自分は障害者ではなかったが、本当のことを言ったところ、「逆差別」と責められて、精神障害になった。(精神)【事例 91】
- ・ 一人で歩いている時、何気なく振った手が通りがかりの人の額に当たった。すぐ警察に連絡された。(知的)【事例 94】
- ・ 選挙に行った時、いつも我子に付き添っているの、記入台のそばで、係に「障害があります」と伝えて下さいと言われた。(知的)【事例 95】
- ・ 会話を途中でさえぎる。【事例 96】
- ・ 夜中に一人ぼっちでさびしくて死にたくなる。【事例 97】
- ・ 電車の中で若くて綺麗な女の人が隣に座っていて膝に手を置いてしまい警察につれていかれた。【事例 98】
- ・ この病気になった当初は40ぐらいで死んでいるだろうと思ったが、何とか生き延びた。しかしこれから20年は親はたぶん死ぬ。何とか自立しなくては。【事例 99】
- ・ 私はとても元気なので、走ったら心身のバランスの不安定な人に当たり、その人が転んでしまいました。【事例 100】
- ・ 元同期が野球の事故で全身まひとなったが懸命に生きているという新聞記事を見て勇気づけられている。【事例 101】
- ・ 私は社会から十分に恩恵を受けていると思う。医療費、地下鉄、図書館はある。障害年金はもらえて、ある程度満足している。これからは社会に還元していかなければと思っている。【事例 102】
- ・ この敗北をバネにいずれは、商社マンと渡り合えるような人物になりたいと思っている。【事例 103】
- ・ 中高時代の仲間にハメられたと思っている。物語の「巖窟王」のような。【事例 104】
- ・ 役所の窓口で「ハイ、字は書けますか？」と聞かれる。台が高いから手が不自由と思われたか分からない。【事例 105】

3. 共生社会の実現に向けた推進方策の検討

- 共生社会の実現に向けて、例えば、次のような方策が考えられるのではないか。

(考えられる推進方策の例)

(1) 推進体制の構築

- オール京都体制で共生社会の実現を目指す「推進会議」の設置
- 分野ごとに課題を議論し、解決に向けた取組を進める「プロジェクトチーム」の設置 等

(2) 未然防止の取組

- 障害に対する理解促進のための周知啓発(障害に対する誤解・偏見等の解消)
 - ・ 学校教育における児童生徒に対する障害の正しい理解等に関する教育の推進
 - ・ 不利益取扱い・合理的配慮に関するガイドライン作成・周知
 - ・ 情報保障のためのガイドライン作成・周知
 - ・ 行政・企業の職員に向けた、障害の正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障害者への接し方等に関するパンフレット配付や研修
 - ・ 地域住民に向けた、障害の正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障害者への接し方等に関するパンフレット配付や研修
 - ・ 障害のある人とない人が交流する場・イベント
 - ・ サポーター養成
- 合理的配慮に積極的に取り組む事業所の評価・表彰・認証
- 障害者虐待防止法等に基づく虐待防止の取組 等

(3) 事後解決の仕組み

- 条例において、不利益取扱いを禁止(合理的配慮の提供を求める)
- 個別事案について、相談、助言、あっせん等により、話し合いを基本として解決を図る仕組み(相談員、第三者的な紛争解決機関の設置)
- 障害者虐待防止法等に基づく虐待を受けた障害者の保護・支援 等